

## 久留米市卸売市場運営協議会(会議録要旨)

日時:平成30年10月22日(金)10:00から

場所:久留米市中央卸売市場 管理事務所会議室

### 1 開会

事務局

本日はお忙しい中、当協議会にご出席いただきましてありがとうございます。よろしく申し上げます。本日は23名のうち22名の方のご出席により、本会議が成立していることをご報告いたします。次に、今年の4月から人事異動により市場長が変わっております。自己紹介をさせていただきます。

市場長

(自己紹介)

事務局

それでは会長、傍聴者の確認をお願いします。

会長

はい。1名の申し込みがありますが、皆様、どういたしましょうか。

(異議なし)

会長

それでは傍聴を許可します。

(傍聴者入場)

会長

本日はお忙しい中、運営協議会にご出席いただきましてありがとうございます。本日は、卸売市場法の改正への対応など、3項目を、事務局から説明いただき、委員の皆様方と協議したいと考えております。どうぞよろしく申し上げます。それでは会議を進めます。「(1)平成29年度の市場取扱高について」事務局の説明をお願いします。

### 2 議題

#### (1)平成29年度の市場取扱高について

事務局

(資料1、2、3に基づき説明)

- A 委員** 取扱高減少の原因は市場経由率の低下です。昔、青果物の市場経由率は80～90%でした。最近の調査では60%を切っていると。現在は、大市場に物が集まる傾向にあります。大規模な拠点市場は取扱数量が伸びています。
- B 委員** 水産物も青果と同じような状況です。特に、水産においては、天然の魚、資源が少ない。獲れる魚の量が減少しています。それが大きな原因であると考えています。水産の市場経由率は50%をきっていると思います。一番多い時でも77～78%だったのが、年々下がっています。市場法が変わることをきっかけに、もっといろいろなことができるような卸売市場にしていきたいと考えております。
- 会長** 今、A 委員と B 委員より説明がありましたが、それを含んで、なにか意見・質問ありますか。
- C 委員** 議会・市が携わっている、社会福祉法人、医療福祉法人、特に病院ですね。病院とか、教育、保育、特に給食が太いと思うんですよ。それらについての働きかけはどうなんですか。進捗状況を教えてください。
- 事務局** 市が許認可権限を持っています施設に話しに行きまして、なかなか条件的に難しいと。ただ、再度話しにっております。引き続き地道をお願いをしていきたいと思っております。
- C 委員** 久留米市以外で、例えば宗像とかの道の駅とかがどんなふうなんですかね。流通経路が違うから影響はないんですか。
- B 委員** 私たちは小売りできませんが、生産者は小売りできます。関東あたりまで生産者が直接もっていくんです。どうしても関東・大阪あたりが値段が高いので。
- C 委員** この間、下関の話もありましたよね。下関のフグは下関にいない。どうしても値段の高い関東に行く。
- 会長** 他に質問・ご意見はありませんか。
- D 委員** 一次加工をして販売するとおっしゃいましたが、例えば市場でできること、どんなことがありますか。
- B 委員** 一番は内臓処理ですね。そこからうろこをとって3枚おろしまでするか。そこまで

が限界だとは思いますが。

**会長**

ほかに何かありませんか。ご意見がないようですから、「取扱高について」を終わります。続きまして、「(2)卸売市場法改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

## (2)卸売市場法改正について

**事務局**

(資料4、5、6に基づき説明)

**D 委員**

市のほうから説明を受けまして、規制を緩和した場合の影響が一般論で書いてあるのですが、もしよろしければ市場関係者の方からお話をうかがいたいのですが。

**B 委員**

規制を全廃してもらうと、事務の簡素化や柔軟な取引ができるようになります。ただ、かなり競争が激しくなるのは間違いないです。

**D 委員**

他のお立場の方でなにかご意見ある方はいませんか。

**A 委員**

今回の市場法改正によって久留米市の条例・規則を変えることになりましたが、このような機会は頻繁にあるものではありません。利害関係もありますが、10年後、20年後を見据えて、変えていかなければならないと思います。久留米市は国の規制緩和にならって規制を緩和する方向にいるということです。後は市場関係者の意見をとりまとめるということで、今回が第1回目になります。第一は、久留米市場の存続です。そのためには、どういうことが必要なのかということを審議していく必要があると思います。

**C 委員**

改正で、様々な規制を緩和しようというのは時代の流れかもしれませんが、ただ一つ懸念しているのが、市場の中に組合がある中で、自由競争となると組合に入る必要がなくなってしまう。組合が崩壊してしまうのではないかと心配です。なんらかの形で組合の協議を必要とするとかいう項目を久留米市は作るつもりなのか。

**事務局**

仲卸業者、売買参加者の許可・承認制度は開設者の任意となっていますが、これは引き続き条例等に残していきたいと考えています。

**C 委員** 市場法改正は、言われたように、元にもどすことはできないと思います。いっぺんに変えてしまうのはどうか。10年、20年見据えて変える必要があると思います。もう一つは、スケジュールについてかなり慎重にいかないと、協議会を丁寧に行っていないと混乱を招いてしまいます。今回は市場関係者で意見がわかれてしまうと思います。協議会で十分擦り合わせをしていかないといけない。市の考えはわかりました。

**会長** E委員、今の意見に対して何かないですか。

**E 委員** 今回の改正については、国の趣旨と基本的な考え方について説明させていただきました。今回の改正の手続きの中で、市場関係者とよく話し合うことというのはきちんと決められておりますので、今から検討委員会を立ち上げて、市場関係者の方の意見を十分に擦り合わせていきたいと考えています。もう一つ、開設者が来ていないということについては、今回は説明という形であることと、市長のスケジュールが合わなかったことから、申し訳ありませんが、事務局で対応させていただいております。

**C 委員** ある程度皆さんが納得した上であれば、この資料のスケジュール通りの平成32年6月21日でもいいのですが、場合によってはこだわらなくてもよいのではないかと思います。一番大切なのは十分協議すること。

**A 委員** 良い悪いは別として、国は規制を全部はずすのだから、今までの概念を一度なくすべきではないでしょうか。C委員が言われたように、都市型で、地方は衰退する一方です。このまま市場関係者内で協議を進めても、利害関係があるため平行線で話が進まないのではないかと思います。久留米市がリードをとっていく必要があるのではないのでしょうか。

**事務局** (資料3について説明)

**D 委員** 生産者を守り、消費者を守るための市場の存続が課題になるのだと思います。市場が生き残っていく状態にしないと、市民の健康が守れない、生産者も守れないということが大きな課題であるということが今日の話でよくわかりました。そうであれば、市場関係者だけでなく、ほかの側面の検討を含める必要があるのではないのでしょうか。

**会長** 他にありませんか。

- G 委員** はい。今回の改正によって商品の安全性への影響はありますか。品質は保たれるのですか。
- A 委員** 現行では、卸売業者が集めてきた商品は、何かあれば追跡調査ができます。例えば、仲卸業者さんが直接物をひいてきても、入荷先がきちんとした市場であれば大丈夫だと思います。
- 会長** では、スーパーで買うのはどうなるのですか。
- B 委員** スーパーは保証します。しかし、国内産とって外国産だったりする場合は、我々を通らないと保証はできません。そういう意味では市場を通したほうが安心かもしれません。
- G 委員** そうということが市場のメリットですよ。
- H 委員** 先ほど消費者の意見が出ました。今は農薬の使用に関しても厳しい規制があります。また、農家間で厳重な体制も作っております。農協とも一緒に頑張っておりますので、その点は安心してください。
- I 委員** 久留米市としては市場の流通量を上げるつもりなのですか。それとも、現状維持を考えているのですか。
- 会長** 事務局、今の I 委員の質問について人口減少は関係ないのでしょうか。
- 事務局** 人口は減ってきております。そういった意味では、国民一人当たりの消費量は下がっています。久留米市としては増やしていこうと考えております。
- I 委員** そういう中で、久留米市は道の駅や日曜市を応援しています。そこで売られる商品は市場を通していないと思います。市は市場に予算を入れているにも関わらず、それ以外の場所、バックアップするような取り組みをとらなければ流通量は増えないのではないのでしょうか。福岡大同などの他市場から仕入れた商品が市内のスーパーに並んでいることに対して、久留米市場からも仕入れてほしいといった働きかけを強くやっているのかどうかははっきりと見えません。スーパーに対して久留米市場を通してくれという提案はしているのですか。
- 事務局** 道の駅がありますが、その中に市場コーナーを作っております。季節的に収穫

できない青果物がありますので、市場から出したりしております。水産物に関しても、道の駅にコーナーを設けておりまして、販売をしております。また、スーパーへの提案については、市が直接的に取引に携わっていくのは難しいです。市場活性化計画の中では、卸売業者、仲卸業者、開設者、その他の市場関係者がそれぞれ役割分担をして活性化を図ろうとしております。

**会長**

事務局、説明の内容はよくわかりますが、市場関係者の方々とよく話し合いしてください。

**J 委員**

先ほど I 委員が質問された、自分たちで動いているのかということについては、実際に久留米野菜ブランド研究会を卸売業者、仲卸業者、久留米大学、地産地消推進店などで立ち上げておりまして、月 1 回会合を開いております。まだ効果はでておりませんが、福岡大同に押されてばかりいるのではなく、久留米市内の流通を取り戻し、久留米市産の野菜を久留米市民の皆さんに届けようというのを目標に動いております。

**会長**

そうなるとその他の小売業者への影響はどうなるのでしょうか。経営が成り立っていくのですか。

**A 委員**

平成 15 年から小売業者を対象に朝採り野菜は出荷しています。小売業者の経営が成り立っていくかどうかは、小売業者が努力しなければなりません。

**J 委員**

小売業者は小売業者で努力しなければなりません。我々は福岡市中央卸売市場に負けないように努力しなければなりません。

**会長**

事務局、よく市場関係者と話し合いをしてこの協議会を開いてください。次にいきましょう。

### (3) 市民大感謝祭 市場まつりについて

**事務局**

(資料 7 に基づき説明)

**C 委員**

市場まつりに関して、私のところに市場の場所についてよく問い合わせがありません。立て看板を設置してもらえませんか。

**事務局**

立て看板は設置するように考えております。

**C 委員**

できるだけ早めをお願いします。

**会長**

他に何かありますか。それでは、これで本日の協議会を終わります。皆様、ご協力ありがとうございました。

以上